

# 支払いトラブルを防ぐ！ 取引条件・支払条項 文例 パターン集

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2026年2月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

# 支払いトラブルを防ぐ！取引条件・支払条項 文例パターン集

## 支払条項の重要性と必須4項目

支払条項とは、「誰が」「誰に」「いつ」「いくら」「どのように」支払うかを定義する契約の根幹です。ここが曖昧だと、未払いや支払い遅延、認識の相違による紛争に直結します。

トラブルを防ぐために、以下の4項目は必ず記載します。

項目	内容・注意点
1. 報酬額	金額が固定か変動（単価×数量）か。消費税の取り扱い（税別・税込）も明記。
2. 支払時期	請求書の締め日と支払日（例：月末締め翌月末払い）を特定。
3. 支払方法	銀行振込が一般的。手形やクレジットカードの場合はその旨を記載。
4. 諸費用	振込手数料の負担者（支払側か受取側か）、交通費等の経費の扱い。

# 支払いトラブルを防ぐ！取引条件・支払条項 文例パターン集

## トラブルを招かないための記載ポイント

### ・振込手数料の負担

民法上、特約がない限り「債務者（支払う側）」の負担となるのが原則ですが、実務では「受取側負担」とするケースも多々あります。明記がないと経理処理の際に確認の手間が生じるため、必ず「甲（支払者）の負担とする」または「乙（受取者）の負担とする」と定めます。また、取適法が適用される取引においてはあらかじめ書面で合意し、かつ差し引く額を実費の範囲内に留める必要があります。

### ・消費税とインボイス制度

「別途消費税を支払う」と記載します。また、2023年10月開始のインボイス制度に対応し、「乙は適格請求書（インボイス）を発行する」等の義務を定めるケースも増えています。

### ・源泉徴収（個人事業主との取引）

相手が個人の場合、業務内容によっては源泉徴収が必要です。支払額から差し引くのか、手取り額なのかを明確にします。

# 支払いトラブルを防ぐ！取引条件・支払条項 文例パターン集

## すぐに使えるモデル条文（文例）

もっとも標準的な、銀行振込による支払条項の例です。

### 第〇条（対価の支払）

1. 甲は乙に対し、本業務の対価として、金〇〇〇万円（消費税及び地方消費税別）を支払う。
2. 乙は、毎月末日までに当該月に発生した報酬に係る適格請求書（インボイス）を甲に送付し、甲はこれを翌月末日限り、乙の指定する銀行口座に振り込んで支払う。
3. 前項の支払いに係る振込手数料は、**甲の負担**とする。
4. 業務の遂行に要する交通費その他の経費は、事前に甲の承諾を得たもの限り、甲がこれを負担する。